

# 審査対象は差別発生の時点から全ての期間であるべき 「除斥期間の趣旨」なるもので切り捨ては許されない

明治乳業  
差別事件

## 「時間的隔たり」理由に、中労委の 審理・判断しない裁量権は許されない

明治乳業差別事件に東京高裁が出した判決は、その事実認定と判断の中で「無視できない差異、有意な格差」や「差別的な成績評定が組織的に行われた」など、控訴人らが当初から主張してきたことはつきりと明記されたのでした。

その原因についても、昭和四十年代に明治乳業が行った「勤務評定に差をつけろ」などの差別行為や、低い成績評定をしたことにあるなど不当労働行為性を概ね認めながら、最後の結論で急転直下、「古い話である」などとして「控訴棄却」としてしまいました。

判決文の中で、これだけ有意な格差と過去の行為に差別の原因を言及しておきながら、なぜ一刀両断に切り捨ててしまったのでしょうか。

その下りについて高裁判決は「救済対象の始点となる時から十年以上も遡る各年度の職分・号給の格付行為から生じた格差は、救済対象となる行為との時間的な隔たりがあまりに大きい」と云い、その是正をはかるには、各年度の人事考課成績が適正であるかどうかを改めて判断する必要があり「これに踏み込んで審理判断することは、除斥期間が設けられた趣旨に明らかに反する」などと、過去に見られない驚くべき判断をしたのです。

また、この時間的隔たりを理由に、不当労働行為の判断を審理しなかった中央労働委員会を「裁量権の行使に違法があるとみる余地はない」などと免罪してし

まったのです。労働委員会に審理するか、しないかの裁量権は許されていません。

### 過去の判例にも違反

たとえ古い話であっても、差別や不当労働行為が継続し累積している場合は「これに踏み込んで審理判断すること」が、司法の仕事であり責務ではないでしょうか。審査対象期間について過去の判例をみても、千代田化工建設事件は二十一年、川崎重工事件は三十六年も必要年数遡って審査し是正がなされています。

この審査方法こそ、労働委員会によって労働者救済のために生み出された方式であり、裁判所もこれを支持してきたものでした。

明治乳業事件のように長年継続する賃金・昇格差別の是正を争っている場合は、まさに、この先例にならった審査と救済が成されなくてはなりません。十年などという時間の隔たりは決して大きなものではありません。

### 最高裁は上告受理弁論開始

東京高裁の「除斥期間の趣旨」なる判断の矛盾に満ちた構造は「法の下での平等」に照らしても納得できません。判決の結論に大きな影響を及ぼすものであり、再度、正しい判断を仰ぐために最高裁に上告したものです。この審理不尽を正すために、なんとしても受理し弁論が開始されることを切に求めるものです。

### 10年をこす 審査対象期間の例

- ◇東京海上火災保険事件 14年間遡及審査
- ◇石川島播磨重工事件 16年間遡及審査
- ◇千代田化工建設事件 21年間遡及審査
- ◇新日本石油科学事件 26年間遡及審査
- ◇川崎重工事件 36年間遡及審査
- ◇東芝事件 23年間遡及審査  
(組合活動については34年遡及)



明治乳業争議支援共闘会議

連絡先(江東区海浜03-5606-5285 明治乳業争議団047-332-5698)

HP-address 明治乳業争議団  
http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp

最高裁判官伝  
No.20-08-1/23

